

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 群馬県邑楽郡板倉町大字岩田 2 2 5 9 番地 4  
氏名 株式会社セオス  
代表取締役 遠藤 恭三

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕

許可の年月日 令和 4 年 3 月 3 1 日

許可の有効年月日 令和 1 1 年 3 月 2 7 日

## 1. 事業の範囲

## 中間処理

破砕：廃プラスチック類、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず  
(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類 以上 7 種類

圧縮分離：汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず 以上 6 種類 (いずれも廃スプレー缶及びその内容物に限る。)

圧縮梱包：廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)及び陶磁器くず (繊維状のものに限る。) 以上 5 種類

混練：燃え殻、汚泥、鉋さい、ばいじん 以上 4 種類

油水分離：廃油 以上 1 種類

中和：廃酸、廃アルカリ 以上 2 種類

## 2. 事業の用に供するすべての施設

## 施設等の所在地

埼玉県白岡市下大崎字星川端 9 0 6 番 1、9 0 6 番 4、9 0 6 番 7、9 0 6 番 9、字下端 7 3 7 番 3、7 3 8 番 以上 6 筆 (面積 1, 4 5 2. 5 3 m<sup>2</sup>)

処理施設及び保管施設の概要は 2 面及び 3 面のとおりに。

## 3. 許可の条件

(1) 中間処理及び処理に伴う保管は、2. に掲げる場所で行うこと。

(2) 中間処理は、2 面に掲げる処理施設で行うこと。

(3) スプレー缶穴開け施設で処理後の廃スプレー缶及びその内容物は、産業廃棄物の種類ごとに 2 面に掲げる処理施設で処理すること。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成 29 年 3 月 28 日	指令産廃第 1408-1 号	新規許可
平成 30 年 6 月 1 日	—	変更届 (保管面積の拡大・縮小、保管高さの増大・減少、保管上限の増大・減少)
令和 2 年 5 月 29 日	—	変更届 (住所)
令和 3 年 3 月 26 日	指令産廃第 1297-1 号	変更許可 (圧縮から圧縮分離への変更、圧縮梱包の 3 種類の追加、破砕、圧縮梱包及び中和の限定の解除)
令和 4 年 3 月 31 日	指令東環第 127-16 号	更新許可 (優良認定)

5. 規則第 1 0 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 無

処理施設の種類及び能力等

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破碎施設	3.58 t/日 (8時間)	廃プラスチック類 以上1種類	平成29年 3月28日 — —
	4.09 t/日 (8時間)	木くず 以上1種類	
	1.73 t/日 (8時間)	繊維くず 以上1種類	
	2.18 t/日 (8時間)	ゴムくず 以上1種類	
	6.30 t/日 (8時間)	金属くず 以上1種類	
	7.44 t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上1種類	
	4.13 t/日 (8時間)	がれき類 以上1種類	
圧縮分離施設 (スプレー缶 圧縮機)	2.88 t/日 (8時間)	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず 以上6種類(いずれも廃スプレー缶及びその内容物に限る。)	平成29年 3月28日 — —
スプレー缶 穴あけ施設 (前処理施設)	7.68 t/日 (8時間)	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず 以上6種類(いずれも廃スプレー缶及びその内容物に限る。)	令和 3年 3月26日 — —
圧縮梱包施設	56.28 t/日 (8時間)	廃プラスチック類 以上1種類	平成29年 3月28日 — —
	90.09 t/日 (8時間)	紙くず 以上1種類	
	28.84 t/日 (8時間)	繊維くず 以上1種類	
	214.43 t/日 (8時間)	金属くず 以上1種類	
	45.52 t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(繊維状のものに限る。) 以上1種類	
混練施設	20.00 m <sup>3</sup> /日 (8時間)	燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん 以上4種類	平成29年 3月28日 — —
油水分離施設	8.00 m <sup>3</sup> /日 (8時間)	廃油 以上1種類	平成29年 3月28日 — —
中和施設	14.40 m <sup>3</sup> /日 (8時間)	廃酸、廃アルカリ 以上2種類	平成29年 3月28日 — —



## 保管施設の種類及び能力等

	産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
1	廃プラスチック類、ゴムくず 以上2種類	5.9㎡	3.5m (屋内) (2.0㎡コンテナ×6個)
2	金属くず 以上1種類	5.9㎡	3.5m (屋内) (2.0㎡コンテナ×6個)
3	木くず 以上1種類	5.9㎡	3.5m (屋内) (2.0㎡コンテナ×6個)
4	ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上1種類	9.6㎡	3.6m (屋内) (1.2㎡コンテナ×15個)
5	がれき類 以上1種類	5.8㎡	3.6m (屋内) (1.2㎡コンテナ×9個)
6	繊維くず 以上1種類	2.0㎡	3.6m (屋内) (1.2㎡コンテナ×3個)
15	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず 以上6種類 (いずれも廃スプレー缶及びその内容物に限る。)	22.1㎡	2.0m (屋内) (段ボール箱、メッシュパレット)
17-1	廃酸 以上1種類	1.2㎡	1.2m (屋内) (200Lドラム缶×2個)
17-2	廃アルカリ 以上1種類	1.2㎡	1.2m (屋内) (200Lドラム缶×2個)
17-3	汚泥 以上1種類	1.2㎡	1.2m (屋内) (200Lドラム缶×2個)
17-4	廃油 以上1種類	1.2㎡	1.2m (屋内) (200Lドラム缶×2個)
18	廃プラスチック類 以上1種類	5.6㎡	3.5m (屋内) (2.0㎡コンテナ×6個)
19-1	紙くず 以上1種類	2.8㎡	3.5m (屋内) (2.0㎡コンテナ×3個)
19-2	繊維くず 以上1種類	2.8㎡	3.5m (屋内) (2.0㎡コンテナ×3個)
19-3	金属くず 以上1種類	2.8㎡	3.5m (屋内) (2.0㎡コンテナ×3個)
19-4	ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く) 及び陶磁器くず 以上1種類	2.8㎡	3.5m (屋内) (2.0㎡コンテナ×3個)
22	燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん 以上4種類	8.3㎡	2.4m (屋内) (19.8㎡地下ピット)
23	燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん 以上4種類	8.3㎡	2.4m (屋内) (19.8㎡地下ピット)
27	廃油 以上1種類	5.4㎡	2.0m (屋内) (10.8㎡地下ピット)
29	廃油 以上1種類	9.1㎡	1.2m (屋内) (200Lドラム缶×20個)
30	廃酸 以上1種類	7.5㎡	1.2m (屋内) (200Lドラム缶×12個) (20Lポリタンク×38個)
31	廃アルカリ 以上1種類	7.5㎡	1.2m (屋内) (200Lドラム缶×12個) (20Lポリタンク×38個)

(以下余白)